



Title	阪大法学 61巻 3・4号 巻頭の辞
Author(s)	中尾, 敏充
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4)
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/54788">https://hdl.handle.net/11094/54788</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 卷頭の辞

末永敏和教授は、平成二十三年三月三十一日をもつてめでたく定年を迎えられ、大阪大学大学院法学研究科をござ退職になりました。先生の業績を讃え、深い感謝と惜別の念を込めて、ここに「阪大法学」特集号を刊行し、先生に捧げます。

末永敏和先生は、昭和五十年三月京都大学大学院法学研究科博士課程退学後、同年四月香川大学経済学部助手に採用され、講師、助教授を経て、同五十五年四月岡山大学法学部助教授、同六十一年四月教授に昇任された後、平成八年四月に大阪大学法学部教授に配置換えとなり、同十一年四月大学院重点化に伴い大学院法学研究科教授、同十六年四月大学院高等司法研究科設置に伴い大学院高等司法研究科教授、同二十二年一月大学院法学研究科教授となり、同二十二年一月より海外拠点本部上海教育研究センター長を務められました。

先生の研究活動は、株主総会における株主の質問権（取締役等の説明義務）についてドイツ法を参照しながら深く研究され、この問題に関する日本での第一人者として学界を指導されました。その先見性のある多くの研究は、取締役の説明義務の立法化に大きな原動力となつたのみならず、これらの業績をまとめた『会社役員の説明義務』により法学博士の称号を付与されました。また、先生は、株主総会の法的諸問題、企業の社会的責任、そして流行のトピックとなつた「コーポレート・ガバナンス」論へと研究領域を広げられ、これらの会社法全般にわたる卓抜した研究は、制度の根本原理にまで遡つて深く考察した立法論・解釈論として、ともすると会社経営の便宜を優先させる学説や実務に対する貴重な警鐘として高く評価されるとともに、学界のみならず、裁判、企業法務といつた実務界にも大きな影響を与えたました。これらの研究は、他の追随を許さない独自の学風を形成しており、商法学界

の発展に大きな寄与をしたといえます。その内容は、会社法、手形法・小切手法、商法総則・商行為などの教科書として出版され、大阪大学のみならず、全国の司法試験受験生にも広く受験参考書として利用されました。

また、平成十二年から同十七年までの六年間、司法試験（第二次）考查委員（商法）に就任されたとともに、日本私法学会理事として社会的にも貢献されました。

先生は、教育活動では特に留学生教育には尽力され、中国や韓国からの留学生に対して熱心な指導を行い、国内学生も含め、十人程度の博士号取得者を輩出し、これらの者は内外の大学の教員となっています。特に中国においては学生のみならず大学教員に対しても多くの機会において会社法の指導を行い、中国の大学において、客座教授（客員教授）の称号を付与されることも、日本の代表的会社法研究者と評価されています。

さらに、先生は、大阪大学法学部と多くの中国の大学法学部との学術交流協定の締結の仲介役を果たされました。この方面で培った人脈は、大阪大学本部の注目するところとなり、中国交流促進WGの一員、中国拠点設置準備室長を歴任し、上海に大阪大学の中国拠点（上海教育研究センター）設置に尽力され、その初代センター長に就任されました。その他大阪大学においては、学生生活委員会委員、教育課程委員会委員、国際交流委員会委員などを歴任され、学内行政にも貢献されました。

限られた紙面で先生の業績を讃え、お人柄を語り、我々の深い感謝と惜別の念を表し、巻頭の辞に代えさせていただきます。先生がこれからも益々ご健闘にて、ご活躍されますことを、心よりお祈りいたします。

平成二十三年十一月

大阪大学大学院法学研究科長  
大阪大学法学会評議員科長

中尾敏充